

## 令和3年度の庁舎等使用調整計画（追加議案）

- 中央合同庁舎第5号館
- 中央合同庁舎第5号館別館
- 中央合同庁舎第4号館
- 中央合同庁舎第7号館

令和3年12月8日  
財務省理財局

財理第3994号  
令和3年12月8日

財政制度等審議会  
会長 榊原 定征 殿

財務大臣 鈴木 俊一

令和3年度庁舎等使用調整計画について（追加議案）

標記のことについて、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和32年法律第115号）第4条第4項の規定に基づき、別紙議案を財政制度等審議会に諮問します。

中央合同庁舎第5号館に係る庁舎等使用調整計画（変更）（案）

## 庁舎等使用調整計画書（変更）

### 1. 庁舎等の国有財産台帳記載事項

【 調整対象庁舎等名 : 中央合同庁舎第5号館 】

（令和2年度末時点）

国有財産台帳記載事項	口 座 名	中央合同庁舎第5号館 (管理官署：厚生労働省)				
	所 在	東京都千代田区霞が関1-5				
	区 分	種目	数量 (㎡)	価格 (円)	取得年月及び事由	備考
	土 地	敷地	13,511	78,723,170,544	昭和58年9月所管換	
	建 物	事務所建 外	SRC-26-3 外	4,506,564,067	昭和58年9月新築 外	
			建 6,424			
		延 102,530				
その他	工作物 外	—	514,445,635	—		
合 計	—	—	83,744,180,246	—		

### 2. 使用官署の名称及びその使用の現況

（令和2年度末時点）

使用現況	使用官署名	専用面積 (㎡)	使用区分
使用現況	<<使用調整対象>> 環境省	10,000	事務室等
	厚生労働省	41,000	事務室等
	農林水産省等	500	官用車駐車場
	内閣府	200	機械室
	共用部分	50,900	
	合 計	102,600	

### 3. 使用調整計画を変更する理由

平成29年3月、中央合同庁舎第5号館の空きスペース約10,000㎡に公正取引委員会を移転させる庁舎等使用調整計画を策定したが、その後、公正取引委員会が虎ノ門再開発建物（権利床）へ移転することとなったため、変更するもの。

4. 使用調整の内容、方法及び時期

使用官署名		調整面積 (㎡)	方法・時期	備考
変更前	公正取引委員会	約 10,000	〈方法〉 管理官署からの使用承認 〈時期〉 令和8年度以降	拡充による狭あい解消及び民間ビルの借受解消
合計		約 10,000		

使用官署名		調整面積 (㎡)	方法・時期	備考
変更後	厚生労働省	約 6,000	〈方法〉 専用面積の変更 〈時期〉 令和8年度以降	狭あい解消
	農林水産省	約 4,000	〈方法〉 管理官署からの使用承認 〈時期〉 令和8年度以降	
合計		約 10,000		

5. その他参考となるべき事項

特になし。

中央合同庁舎第5号館別館に係る庁舎等使用調整計画（案）

## 庁舎等使用調整計画書

### 1. 庁舎等の国有財産台帳記載事項

【 調整対象庁舎等名 : 中央合同庁舎第5号館別館 】

(令和2年度末時点)

国有財産台帳記載事項	口 座 名	中央合同庁舎第5号館別館 (管理官署：人事院)					
	所 在	東京都千代田区霞が関1-7-1					
	区 分	種目	数量 (㎡)	価格 (円)	取得年月及び事由	備考	
	土 地	敷地	3,673	26,614,463,614	平成15年1月所管換		
	建 物	事務所建 外	RC-8-2 外 建	2,095	206,311,314	平成13年10月所管換	
			延	16,352			
	その他	工作物 外	—	73,513,982	—		
合 計	—	—	26,894,288,910	—			

### 2. 使用官署の名称及びその使用の現況

(令和2年度末時点)

	使用官署名	専用面積 (㎡)	使用区分
使用現況	<<使用調整対象>> 人事院	8,100	事務室等
	全省庁共用会議室	200	会議室
	<<使用調整対象>> 共用部分 (※)	8,100	
	合 計	16,400	

※共用部分の調整対象面積は約700㎡

### 3. 使用調整を必要とする理由

使用官署（人事院）が虎ノ門再開発建物（権利床）へ移転することに伴って生じる空きスペースの有効活用をするため。

#### 4. 使用調整の内容、方法及び時期

使用官署名	調整面積 (㎡)	方法・時期	備考
農林水産政策研究所	約 3,300	〈方法〉 人事院より所管換 (受) 〈時期〉 令和7年度以降	分散解消・移転による中央省庁の狭あい解消等
公害等調整委員会	約 1,400	〈方法〉 管理官署からの使用承認 〈時期〉 令和7年度以降	移転による中央省庁の狭あい解消等
運輸審議会	約 500	〈方法〉 管理官署からの使用承認 〈時期〉 令和7年度以降	
公益認定等委員会	約 1,700	〈方法〉 管理官署からの使用承認 〈時期〉 令和7年度以降	借受解消
社会保険審査会	約 600	〈方法〉 管理官署からの使用承認 〈時期〉 令和7年度以降	
海難審判所	約 600	〈方法〉 管理官署からの使用承認 〈時期〉 令和7年度以降	
共用会議室	約 400	〈方法〉 人事院より管理官署が所管換 (受) 〈時期〉 令和7年度以降	会議室の確保
全省庁共用会議室	約 300	〈方法〉 人事院より管理官署が所管換 (受) 〈時期〉 令和7年度以降	
合計	約 8,800		

#### 5. その他参考となるべき事項

##### 【借受解消となる庁舎等】

- 所在地 : 東京都港区虎ノ門3-5-1
- 部局名 : 公益認定等委員会事務局
- 借受解消対象面積 : 約 1,400㎡
- 借受料年額 : 約 2億円
  
- 所在地 : 東京都港区西新橋1-500
- 部局名 : 社会保険審査会
- 借受解消対象面積 : 約 500㎡
- 借受料年額 : 約 8千万円
  
- 所在地 : 東京都千代田区麴町2-1
- 部局名 : 海難審判所
- 借受解消対象面積 : 約 600㎡
- 借受料年額 : 約 6千万円



中央合同庁舎第4号館に係る庁舎等使用調整計画（案）

## 庁舎等使用調整計画書

### 1. 庁舎等の国有財産台帳記載事項

【 調整対象庁舎等名 : 中央合同庁舎第4号館 】

(令和2年度末時点)

国有財産台帳記載事項	口 座 名	中央合同庁舎第4号館 (管理官署：財務省)				
	所 在	東京都千代田区霞が関3-2-1 外				
	区 分	種目	数量 (㎡)	価格 (円)	取得年月及び事由	備考
	建 物	事務所建 外	SRC-12-2 外			
			建	7,918	2,076,819,036	昭和46年10月新築 外
			延	61,853		
その他	工作物 外	—	688,800,340	—		
合 計	—	—	2,765,619,376	—		

### 2. 使用官署の名称及びその使用の現況

(令和2年度末時点)

	使用官署名	専用面積 (㎡)	使用区分
使用現況	<<使用調整対象>> 農林水産政策研究所	3,500	事務室等
	<<使用調整対象>> 農林水産省	800	事務室等
	<<使用調整対象>> 公害等調整委員会	1,100	事務室等
	<<使用調整対象>> 運輸審議会	300	事務室等
	国土交通省 (海上保安庁)	5,100	事務室等
	消費者庁	4,100	事務室等
	国税庁	2,000	事務室等
	復興庁	3,800	事務室等
	内閣法制局	3,300	事務室等
	内閣府	3,000	事務室等
	財務省	2,000	事務室等
	関東財務局	400	事務室等
	<<使用調整対象>> 全省庁共用会議室 (※)	900	会議室
	共用部分	31,600	
	合 計	61,900	

※全省庁共用会議室の調整対象面積は約300㎡

### 3. 使用調整を必要とする理由

使用官署（農林水産政策研究所）が中央合同庁舎5号館別館へ移転すること等に伴って生じる空きスペースの有効活用をするため。

#### 4. 使用調整の内容、方法及び時期

使用官署名	調整面積 (m <sup>2</sup> )	方法・時期	備考
国土交通省	約 4,700	〈方法〉専用面積の変更 〈時期〉令和8年度以降	狭あい解消
消費者庁	約 800	〈方法〉専用面積の変更 〈時期〉令和8年度以降	
国税庁	約 400	〈方法〉専用面積の変更 〈時期〉令和8年度以降	分散解消
合計	約 6,000		

#### 5. その他参考となるべき事項

特になし。

中央合同庁舎第7号館に係る庁舎等使用調整計画（案）

## 庁舎等使用調整計画書

### 1. 庁舎等の国有財産台帳記載事項

【 調整対象庁舎等名 : 中央合同庁舎第7号館 】

(令和2年度末時点)

国有財産台帳記載事項	口 座 名	中央合同庁舎第7号館 (管理官署：文部科学省)				
	所 在	東京都千代田区霞が関3-9-4 外				
	区 分	種目	数量 (㎡)	価格 (円)	取得年月及び事由	備考
	土 地	敷地	20,001	208,372,091,755	平成16年12月権利変換	
	建 物	事務所建 外	SRC-33-2 外			
			建 13,279	27,386,492,604	平成19年9月帰属 外	
		延 188,013				
その他	工作物 外	—	2,453,329,048	—		
合 計	—	—	238,211,913,407	—		

### 2. 使用官署の名称及びその使用の現況

(令和2年度末時点)

	使用官署名	専用面積 (㎡)	使用区分
使用現況	<<使用調整対象>> 文化庁 (※)	3,700	事務室等
	文部科学省	31,700	事務室等
	会計検査院	28,700	事務室等
	金融庁	28,500	事務室等
	国立政策研究所	3,600	事務室等
	スポーツ庁	1,400	事務室等
	科学技術・学術政策研究所	1,200	事務室等
	内閣府	300	事務室等
	全省庁共用会議室	1,700	会議室
	共用部分	87,200	
	合 計	188,000	

※調整対象面積は約900㎡

### 3. 使用調整を必要とする理由

文化庁が京都市へ移転することに伴って生じる空きスペースの有効活用をするため。

#### 4. 使用調整の内容、方法及び時期

使用官署名	調整面積 (㎡)	方法・時期	備考
全省庁共用会議室	約 900	〈方法〉 転用 〈時期〉 令和5年度以降	会議室の確保
合計	約 900		

#### 5. その他参考となるべき事項

特になし。